

## 平成29年度第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成29年7月26日(水) 午前11時から12時
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 金杉委員、増坪委員、福島委員、吉岡委員、二和田委員  
小原委員、田中委員、山崎委員、押委員、森山委員、松澤委員  
的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、松本委員  
安部井委員、古畑委員、千葉委員、鈴木委員、蔵方委員  
新居委員(以上22名)  
※欠席委員 高橋委員、榎本委員、石野委員
- 4 傍聴者 3名
- 5 配布資料
  - ① 資料1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿
  - ② 資料2 練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
  - ③ 資料3 大泉法人ネットの取組
  - ④ 資料4 練馬区における障害を理由とする差別に関する相談について
  - ⑤ 資料5 平成29年度 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について

### ○副会長

本日は会長がご欠席なので、代わりに司会をさせていただきます。

相模原の「やまゆり園」事件から1年が経過し、テレビ・新聞等でも被害者のご家族の方の痛切な思い、また一方で犯人の考えていることが報道されて、あらためて大変な事態であり、憤慨する思いとか、やはり障害者への差別が社会全体の構造や考え方に結び付いているということ、思わざるを得ないような事態がありました。これに対して社会の人たちに真摯に語り掛け、強く訴えていくというようなことが、われわれの側でも必要であるということを感じるところです。

では、差別解消支援地域協議会を始めたいと思います。

まず、事務局から事務連絡をお願いします。

### ○障害者施策推進課長

新年度の人事異動による委員の変更がございましたので、5名の方についてご紹介させていただきます。

(新しい委員の紹介)

事務局からの連絡事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### ○副会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。最初の「障害者差別解消法について」というところからでございますが、3月の協議会で委員から、差別解消法に関して、知

的障害における差別となり得る事例や課題についてご報告いただき、知的障害への合理的配慮を進める上では、社会の理解促進を進めるとともに、さまざまな場面ごとに合理的配慮の事例を積み上げる取り組みが必要であるというご意見をいただきました。

今回は、大泉地域の福祉施設が取り組んでいる地域への障害理解の促進について、ご報告をいただきたいと思っております。お願いします。

#### ○練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長

今日は協議会のテーマとの関連の中で、私たちが取り組んでいる事例について紹介するようにご依頼がありましたので、ご紹介をさせていただきます。資料3をご覧ください。

センターは、全ての種別の障害者を対象にした相談支援事業、さまざまなプログラムの提供を行っております。さまざまな利用者の方が相談に見える中での一つの相談に対する取り組みが、この事例です。これは「大泉法人ネット」という大泉地域の「社会福祉法人の地域での公益的活動」の一環として行いました。社会福祉法人等の地域における公益的な活動は、平成29年4月、社会福祉法の改正により社会福祉法人に取り組みが義務づけられたものです。「大泉法人ネット」の活動は高齢、児童、障害等、様々な事業を行っている法人が、地域内で連携を強化するところからスタートしました。メーリングリストを作り情報共有をしたり、各施設の施設概要を全ての施設が持ち、必要に応じて近くの事業所を紹介する等、地域内にある様々な相談に応じる仕組み作りの検討もしています。

その中で、具体的な相談事例で困ったことがあり、メーリングリストを使って、一斉に地域内に「ヘルプマークを広めたいので手伝ってもらいたい」と発信したという事例です。

ある知的障害がある方が、作業所に通う途中の駅で、地域の学生さんとトラブルになりました。その学生さんが学校の先生に相談し、学校の校長先生が警察に相談をし、障害者が警察に連行された、という出来事がありました。警察から言われたのは、「二度とトラブルを起こさないでくださいね。もしトラブルを起こすようであれば、次は逮捕もあり得ますよ」ということでした。

知的障害があるため、今後もトラブルがないとは言い切れない中で、何とかしたいという思いがありました。またこの経過の中では、捕まって取り調べられるまでの過程で、誰も障害があると気付かなかったのかが気になりました。

言葉を発せられない人なので自分で説明ができなかったと思いますが、それを見て、「あれ、障害者じゃない？」って、誰かが、学生、学校の先生、警察の人、誰かが気付いてくれれば、そこに何らかの別の対応方法があったのではないかなと思いました。また、これから先再び同じようなことが起きるときに、彼が自分のことを説明できない中で、障害だと分かる方法はないかと考えました。

それでこのヘルプマークを付けようということになりました。ヘルプマー

クを使うことには様々な慎重な意見もあります。障害があることを示すことや、それにより逆にトラブルに巻き込まれる可能性も考えられます。今回はご家族と話し合った上で付けることにしました。一方で、これを付けたところで、周りの人がこれを知らなければ全然意味がないということに気付いたのです。いろいろな地域の人に「これを知っていますか？」と話しところ、「知らない」と。実は警察署も知らなかったのです。

せっかく付けても、知られていなければ意味がないので、彼が通う経路のまちの人たちにこれを広報して、マークを知っている人を増やそうと思ったのです。そこで、地域内の法人に先ほどのメーリングリストを使って、一斉にこのお知らせを配布して、ヘルプマークのポスター掲示をお願いしました。

それから、ヘルプマークを紹介するリーフレットを施設に通ってくる方のご家族や保育園のお母さん方に紹介するという形で、関係者に広める取り組みをしました。

さらに、地域の商店街にお願いしてお店にポスター掲示してもらったり、小さなチラシをレジ横に置いてもらったり。かなりの数のお店にポスター掲示とフライヤーを置いてもらいました。

その結果がどうなのかは、まだ分らないです。障害についての理解が進んだのかどうか、その結果は測れないので分らないものではあります。ただ、あらためてこのことを通じて、地域に対して障害理解を促進をする必要性を強く感じた事例ではありました。

この取り組みを見ると、ヘルプマークを推進する取り組みに見えるのですが、実はそうではなくて、一人の方が作業所に通える、それをしっかり保障しようという取り組みです。その道具として、ヘルプマークをツールとして使おう、という取り組みですね。

センターの取り組みは、一人の支援からスタートするのですが、その背景にあるたくさんの人たち、同じようなことで困っている人たちに対しても、この地域の理解が進んで、地域の底上げができればいいな、そんな趣旨での取り組みです。以上です。

#### ○副会長

ありがとうございました。

法人ネットの活動ということのご紹介、それからヘルプマークの活用ということのご紹介がありました。少しご意見やご質問をいただいて、質疑応答としたいと思いますが、いかがですか。

#### ○委員

私も息子がおり、似たような状況です。

ただ、障害があるからヘルプマークで理解してもらおう、ということに少し違和感があります。ヘルプマークは、席を譲ったり、障害なら少し注意してあげようか、その程度の見守り版という感じに捉えています。

障害者だから許される、ということではないこともあると思います。息子が知的障害であったら、そこでトラブルになった人が、その場で「あなたは

障害だからいいわ」と言ってくれるのか、許されるのか、疑問を感じます。

どんなお店に入っても、悪気なくても、物や本を手を取れば、親として注意しています。そんなこと、自由にさせてあげたいと思うのですが、障害があるがゆえに、皆さんの目からは注意をしなければならない現状なのかと思えます。ヘルプマークの意味の一つとして「悪いことは悪い、悪いことを守るものではない」ということを、私は息子に教えないといけないと思っています。見た目では分からない障害の人、その辺の理解というのがやっぱりすごく大変だなと思います。

#### ○練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長

ヘルプマークが、免罪符のようにすべてが許されるものだとは思ってはいません。この取り組みをされていて大事だなと思ったのは、これをきっかけに、「この地域には障害に限らず様々な配慮を必要とする人がいる」ということを説明する機会をその都度もつことです。ヘルプマークは障害だけではなく「配慮を必要とする人」を対象にしていますが、そういう人が地域にいることを話す機会となる。「ああ、そうなの？」と気付くきっかけとなる、そのやりとりのほうが大事だと思っています。あくまで「きっかけ」であり、これで何かはすごく全て変わるとか、これがあることで何か許容されるということではないと思っています。そういう意味でもこれは一つのツールだと思っています。

#### ○委員

同じ親の立場から、今のことで一言だけお話ししたいと思います。うちの子は、歩ける最重度の知的障害なので、必ず誰かが付いてなくてははいけません。親である私は、もう障害者に関わるプロ、ある程度他の障害の方を見ても、「こういうことなのね」ってすぐ分かる。でも、やっぱり一般の方は、そんなに触れてなければ、分からないのは仕方ないと思うんです。

もちろん障害だから許されるとか、障害者だからこれをやってもいいということではありません。ただ、その人は「理解力がそこだから、そういう行動をとってしまったのか」とか、「説明するにはもう少し丁寧に言わないと通じないよ」というのが、分かってくれる手助けになるのかな、とヘルプマークは解釈しています。

私どもの会報でも、先月、記事を書きました。ただ、このヘルプマークに関して言えば、性善説に基づいたものだと思うのです。今、世の中、ほんとに嫌なことで、こういう弱いところがあるとか、目に見える障害じゃないとしても、こういうのを付けていると、それを狙う悪い人たちもいるわけで、そういう人には非常に無防備なことをさらすことになる、そこは非常にいつも悩むところではあります。

ただ、やはりそれを言っているといつまでも守りに入ってしまうので、やはりこれは付けて皆さんに知ってもらって、ちょっとした手助けを、ちょっと温かい目で見てください、と伝えるツールと理解していこうと思っています。

#### ○練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長

この取組みを始めようと思った中には、センターに通ってくる利用者の方で、まちの中で嫌な目にあつた、という経験のある方がかなりの数いたんです。例えば見えない方で、自転車でぶつかられた、杖を折られた、道を聞いたらわざと遠回りされた方もいるんです。それを見ていて、まちそのものを変えていかなきゃいけないなと思ったんです。

道沿いのお店にお願いをしたのは、まちそのものを見守りの目にしていきたいという思いです。これが貼ってあるところは、協力する人たちだよ、という緩い地域づくり、そんなまちづくりをしていこう、そんな思いであります。

#### ○副会長

ありがとうございました。

障害がある人は、マークを付けて知らないまちの中に出ていくというだけじゃなくて、まちの中で理解する人を増やして、理解していることを知らせるために、同じものを掲げた。そうすると、あそこなら、分かってもらえる、というような、まち全体で包み込むような理解をつくっていくという形で活用しようという点が、ユニークだと思います。

もっとどういう場面で役に立って、どういう場面でどういうふうを受け取られた等、いろいろ体験を重ねて、みんなで理解した上で使っていくことができればいいのかな。精神障害の方で、シルバーシートに座っていたら、おじさんに怒られた、という人がいて、ヘルプマークを使っている人がいます。

自分でも「ヘルプを求めています」と発信し、地域の方が「ヘルプしますよ」という思いやりのある目を、まちの中につくっていくという形で活用されたらいいのかなと思いました。またこういう経験を広げて、報告していただけたらと思いました。

#### ○委員

精神障害者も今日の事例は非常に参考になります。といいますのは、一見障害が分かりにくい人が多いです。そのとき、ヘルプマークを使うことができる。このヘルプマーク制定のとき、私、たまたま東京都のある委員会に出ています、制定の経緯は知っていたのですが、東京都を中心にこれを普及して随分経過しているのですが、ようやく理解され始めた。こうやって地域でヘルプマークを普及していく、それによって、障害者というのは地域で共生するのが当たり前だという社会にするという大きな歩みの中で、大きなステップだとは思いますが。そういう意味で、本日も報告いただいた取組に非常に敬意を表します。

精神障害者も、障害が見えにくいだけに、どうするかというのは、非常に大きな問題です。ですから、今後、ヘルプマークの次のステップは何かなど。ヘルプマークに気が付いた人が、今度は「May I help you?」と言うのか、あるいは黙って逃げるのか、あるいは意地悪をするのか。いろいろな事例を捉えて、啓発ないしは、ちょっとおこがましいですが、教育までもっていった

らなど、この協議会を中心に、何かそういう手段があれば議論したいとは思っています。ありがとうございました。

○委員

今、いろいろと話を聞かせていただいて、現実には、今もう成人した方たちに、いろいろ障害的なことを普及していくということが大切だと思うのですが、私はやはり幼児期の時代から教育をしていくことも大切かと思えます。すべての子供たちに障害の意義というものを教えながら、そうしていったときに、必ずどこかの年代を経たときに、障害のある方たちを助けていけなくちゃいけない。自分たちが健常者であるから、障害のある方たちと一緒に仲良く共生社会をつくっていかなくちゃいけないという、そういうところの時期が来るように思うのです。

ですけど、どうしても幼児教育の中にそうした取り組みが、なかなか導入されていかないことも、一つ大きな課題ではないか、と私は常々感じます。

○障害者施策推進課長

今のお話のように、小さいころから障害のある方たちとの触れ合い、理解を促進する必要があると考えております。

昨年度、障害者差別解消法の分かりやすいパンフレットを作成しました。今年度に入りまして、小学校、中学校の合同校長会に参加させていただきまして、ぜひそういうものを理解していただくために、学校でも取り組みをしていただきたいと、お願いをしたところです。

今月は区内の小学校に出向きまして説明する機会がありました。手をつなぐ親の会のキャラバン隊の方にもご参加いただき、分かりやすいツールを用意していただき、障害理解の促進にご協力いただきました。

今、お話があったように、まちづくりということもそうですし、人づくりということもあろうかと思っています。啓発事業も含めまして、区としてもしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

○副会長

このヘルプマークは障害者手帳の認定等の公式のものではなく、自己申告制というか、自分で「助けを必要としていますよ」と言えば、手帳を持ってなくても利用できる、広がりを持ったものです。こういうことも含めて学校教育等でも紹介して、みんなに知らせてもらえたらいいなと思いました。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議第に移りますが、「練馬区における障害を理由とする差別に関する相談事例」について、ご報告をお願いします。

○障害者施策推進課長

資料4の説明

○副会長

手応えとしては、相談件数をもっともっと増えたらいいなっていうところですか。

○障害者施策推進課長

相談事例そのものが増えたらいい、ということではなくて、対応の良い事例が増えたらよいと思っております。こちらではなかなか気付かないところにも、ご本人にとっては差別かな、と思うところがございますので、そういう場面で建設的対話ができて、しっかり対応できることが、一番大事かと思っております。

前年と大きく違うのは、不当な差別の取り扱いに関しての相談が、去年の4月から9月に対しては5件ありましたが、今回はそれに当たるようなものはなかったと考えてございます。

○副会長

相談の広報については、どのような状況ですか。

○障害者施策推進課長

今後の取組みですとか、今までの広報も含めて、つぎの資料5でご説明をさせていただきます。

○副会長

では、次に行きましょうか。「障害者差別解消法に関する啓発事業について」ご報告をお願いします。

○事務局

資料5の説明

○副会長

いろいろな取組、催し物があるということでご紹介がありました。委員の皆さんからご意見、ご質問、いかがでしょう。

○委員

差別解消法の目的という中にも、障害者への理解促進というのが前段であろうかと思えます。そして、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供、または提供ということに、何に当たるのかというので、事例をたくさん集めているところだと思います。

特に知的障害の人は、差別的な取り扱いをされたり、合理的配慮の不提供があっても、自らそれを認知する力が非常に弱い。また、例えば合理的配慮は訴えて要求して初めて提供される、その要求することが非常に弱いというところがあります。

なので、相談窓口だけでなく、地域の相談支援事業所から吸い上げることができると思います。例えば知的障害の人などは、いろんな不快な思いをしても、「私はこういうことをされました」という訴えはなく、相談の機能の中に発見というものがあろうかと思えますので、身近な相談窓口から吸い上げて、相談窓口へつなげていくという機能が必要かなと思います。

そして、せっかく地域支援協議会がありますので、協議会と、相談窓口と、地域の相談支援事業所、3つの相談窓口で重層的な体系で、紛争解決の仕組みというのを考えるべきかと思えます。

○障害者施策推進課長

ただいまのご意見は、本当にもっともだと思えます。相談事例に関しては

関係部署だけでなく、庁内についてはくまなく調査をしております。それから、やはり身近な方たちがどう気付くかというのが、ほんとに大事だと思っております。その気付く方々が増えないと、差別はなくなるのではないかと私自身思っております。

そういった意味で、お話ししやすい身近な方たちが、障害の差別について、まず理解していただかないと、流されてしまうと困る。そういう意味では、法律の中身を皆様に知っていただきたい、と強く思っているところでございます。

東京都では条例を作る動きもありますので、都の動向を踏まえながら、紛争解決についても、どうやって取り組むか、今後、検討する必要があると思っております。

まずは、身近にいる人たちが、これは差別だと気付く。訴えがあったときに、気付いてあげられる態勢をとって、しっかりと対応していきたいと考えてございます。

#### ○委員

相談事例に上がってきてない問題があります。例えば災害時の対応など。表面的な相談事例だけでなく、事例の集積の中に、欠けている項目があると思います。例えば、区の相談窓口には、視覚障害の方や身体障害の方は、かなり上がっています。しかし知的障害ないしは精神障害の方々の相談が上がりにくい。合理的配慮については、保護者の意見も含めて、積極的に取り上げるような方向のあり用が、練馬区らしい取組みになると思います。

事例を増やすと同時に、紛争解決の仕組みも含めて、広く考えてほしいと思います。

#### ○副会長

積極的に相談にあげていくということ、それぞれの委員の方も、相談事例をどんどん窓口につなぐ。そして、はっきりした事例にしていくことも考えられる。

#### ○事務局

先ほど、事例のお話が出たので補足させていただきますと、国のほうでも事例の収集を進めておりまして、内閣府のほうで事例がインターネットなどで閲覧できるようになっております。区が事業者向けに行った研修などでは、この内閣府の事例などを用いたりしまして、代表的にこういった事例がありますということをご紹介しております。以上、補足させていただきました。

#### ○副会長

ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、今日の議事はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

以上